

初級レベルにおける使役構文の扱いについて

高橋 恵利子・白川 博之

The Teaching of Causative Structures in Elementally Japanese

Eriko TAKAHASHI, Hiroyuki SHIRAKAWA

0. はじめに

使役文は受身文と前後して初級後半レベルで指導されることが一般的であり、日本語能力試験3級の出題項目である。しかし、産出レベルで使役文を適切に使える初級学習者は多くない。受身に比べて使役の誤用分析研究が少ないことから、学習者が使役文の使用を避けていることが窺える。本稿では、テキストにおける使役の扱いと誤用の観察および母語話者による使用実態の考察を通じて、使役を運用可能なレベルにするために初級の段階でどのような指導が必要なのかについて考察したい。

1. 初級テキストにおける使役文の扱い

1.1 使役と関連項目の配列

はじめに、主な初級テキストを5種取り上げ、使役の扱いを概観しておく。(表1参照)

まず、受身文との導入順序に関しては、使役の後で受身を扱う場合(■部分)、使役受身は受身の課に含まれることが多いが、扱わない教材も多い。使役文にはさまざまな意味用法があるが、〈強制〉と〈許容〉はすべてのテキストが扱っている。〈原因・

誘発〉〈使役受身〉に関しては扱いに差があった。

また、初級テキストで扱われる使役文のほとんどは使役主、被使役主(動作主)がともに「人」に限定されており、非情物を含む使役文は中級以降の学習項目とみなされているようだ。

授受表現との複合形に関しては、ここで取り上げたすべてのテキストが扱っている。しかし、授受の補助動詞を扱った課は使役文よりずいぶん前であるため、学習者にとって授受表現が未定着である可能性もある。「表現文型200」は副教材的なテキストと思われるが、「させていただきます」を使役文に先行して依頼表現で扱っている稀な教材であるので、参考までに付け加えておいた。

1.2 テキストの構成

ここで取り上げた初級テキスト5種のうち、「SFJ」を除く4種は会話本文(「文化初級」は読み物)が付いており、続いて使役の形や構文、意味確認、練習という構成が一般的である。(表2参照)

動詞の自他によって助詞が変わることに触れているテキストは5種中3種であった。使役の意味に関しては「SFJ」や「げんき」は例文に英語訳をつけている。特に「げんき」には、授受表現との複合の場合は〈許容〉になることが多い、という解説がつ

表1 初級テキストにおける使役提出課

	使 役				授受 動 詞	受 身	全 課 数	
	強 制	許 容 (+授受)	原 因 ・ 誘 発	使 役 受 身				
日本語初歩	30	30	30	36	29	31	34	
文化初級Ⅱ	34	35		36	25 28	32 33	37	
みんなの日本語	48	48			7 24	37	50	
SFJ Ⅲ	22	22	22		13 14	17	24	
げんきⅡ	22	22		23	14 16	21	23	
(表現文型200)	18	18	18	19	17	19	20	「させていただきます」(7)
(日本語初中級)	16	16	16	17	7	17	26	

表2 初級テキストにおける使役指導課の内容

	日本語初歩	文化初級	みんなの	SFJ	げんき
会話本文	○	(読み物)	○	○	○
文型解説	自他動詞	×	自他動詞	自他動詞	×
使役+授受表現	せてください / せていただく	せていただきました	せていただけませんか	せてあげる / もらう / くれる / せてください / いただきたい / もらえる他	せてあげる / もらう / くれる / せてください
練習	変形	×	変形代入選択	(ドリル編)	変形

けられていた。英語訳をつけることは意味理解を助けるが、母語の干渉を助長する危険性がある。また、「遊ばせる」のような授受の補助動詞を伴わない(許容)への理解が不十分になる恐れがあるが、授受表現脱落による産出誤用を防ぐためには有効かもしれない。

練習問題は変形ドリルが中心で、外見上会話の体裁をとっていても、実質的にはキューを変形して代入するタイプの問題が多い。どのテキストも使役文の作り方(活用、助詞の選択)に関する説明は丁寧であるが、根本的にどのような機能をもっているのか、どのような場面で使えばよいのか、といった運用に関する解説・練習問題が少ないように感じられる。導入では文脈や場面を伴って提示されているが、基本的には単文で使役の意味用法を示している場合が多い。

2. 学習者の誤用から

作り方を教えただけでは産出にまで導くことはできない。学習者は使役文使用に関してどのような困難さを感じているのだろうか。以下、具体的に誤用から考察してみる。

2.1 誤用の原因

市川(1997)は使役文の誤用を分析し、①初級の段階では使役形の作り方に混乱がみられること(例文1)、②助詞を間違った学習者は自動詞か他動詞かの判断ができない可能性があること(例文2)、③他動詞や自動詞を用いるべきところに使役を過剰使用してしまう傾向があること(例文3, 4, 5, 6)、④使役授受は使役形はできても授受表現の部分で間違ってしまう場合があること、⑤使役+授受で許可

を願う表現はレベルが高くなっても正しく作れないこと(例文7)などをあげている。しかし、誤用の原因についての詳しい言及はない。

【誤用例】(市川1997より、一部改作)

- (1) 先生は子供をたたわせました。
(タイ, 学習歴半年前後)
- (2) 子供の頃、いたずらであつた私は、よく親に困らせた。(台湾, 半年~1年)
- (3) たばこは自分の体だけではなく、まわりの人にもめいわくさせる。
(中国, 1~2年)
- (4) それは私をおどろかせました。
(アメリカ, 半年~1年)
- (5) もう一つの深く感じさせたのは…(後略)
(中国, 2~3年)
- (6) リサさんは、田中さんにかんじを教えさせた。
(メキシコ, 半年前後)
- (7) 写真をとらせてもらいませんか。
(フランス, 半年前後)

一方、誤用を母語との対照から分析した張(2001)は、中国語母語話者は受身にすべきところに使役を用いるなど、使役を過剰使用する傾向があることを指摘している。楊(1985)もまた、中国語では「叫・讓」が使役と受身のいずれにも用いられ、その意味は文脈に依存して判断されるということを述べ、使役と受身の混同に母語の影響があることを示唆している。

市川(2005: 298)は、「使役形と受身形の混同が起こるので、時間をかけて覚えさせること」としているが、問題はそれほど単純ではないようである。張らの指摘によれば、学習者が意図的に使役を使っ

て誤用となるケースが考えられるが、そういう場合に辞書形から受身形への変形ドリルをやり直しても問題は解決されない。誤用と一言で言っても不完全な記憶によるもの、誤解、母語の影響、中間言語、一時的なミスなど、様々なタイプが考えられる。誤用分析の際には、フォローアップインタビューや母語との対照などから「なぜそれを使ったのか」という学習者の意図に注目することも重要であると思われる。

2.2 受身と使役の接近

張が指摘する受身と使役の接近は中国語のみの特徴ではない。日本語においても寺村(1982:289)が指摘するように「戦争で息子に死なれた／戦争で息子を死なせた」のような、一つの出来事を使役、受身両方で表現できる場合や、池上(1981:137)のように、受身と使役を一つの連続体として捉える考え方が可能である。しかし問題は、使役と受身の使い分けに曖昧な部分があるだけでなく、使役と受身の表現領域が言語によって異なるという点にある。それに注意を払わないと母語の干渉による誤用を招く結果となる。

使役の誤用には、母語の影響によるものが多いように思われる。使役や受身のような表現は世界の多くの言語に共通に見られる言語形式であるが、現行の日本語テキスト、或いは日本語教師はその事実依存しすぎていないだろうか。「作り方さえ説明すれば、使役の意味は母語と同じだからわかるはず」という思い込みで形式中心の指導をしていると、学習者は母語での経験や知識に頼った産出をしてしまうことになる。近年の対照研究から、日本語の使役文と中国語、韓国語の使役文の異同が明らかにされつつあるが、現行の日本語教材にその成果が反映されているとは言い難い。日本語と母語の使役用法に違いがあることに気づかせるような指導も、ある程度必要なのではないかと考えられる。

2.3 受身と使役の習得

学習者は使役をどのように習得するのだろうか。日本語学習者に関する先行研究は少ないが、田口(2001)は日本人児童と在日ブラジル人児童の受身と使役の習得について報告している。二人の在日ブラジル人児童を一年間に渡って調査した結果、理解ではブラジル人・日本人ともに受身より使役の理解度が高かった。しかし日本人児童は受身と使役の間

に産出の難易差がなかったのに対し、ブラジル人児童は二人とも産出では使役より受身の方が先行した。田口はブラジル人児童に使役の産出が少ないことの理由について、使役形を用いなくても「～と言っている」や命令形など、他の表現で代用できるためであろうと考察している。また、使役は自動詞の感情的な動詞(「笑わせる」など)が他に比べて習得されやすいこと、動詞を活用させて使うのではなく「食べさせる」という使役形そのものを「セットフレーズ」で習得しているらしいことなど、興味深い指摘がある。

児童の自然習得と単純に比較することはできないが、受身は産出するが使役は別の表現で言い換える傾向があるという点は、成人学習者の使役文回避の傾向と重なる。また、動詞を活用させるのではなく、生活で使用するそのままの形で習得していくというプロセスはいかにも自然習得らしいが、成人学習者の場合でも大量の使用場面を与えセットフレーズでのアウトプットを増加させれば、使役文の意味概念の理解を促進できるかもしれない。

3. 母語話者の使役使用

使役表現は現在の日本語初級文法では必ず扱う項目であるし、他の言語にも対応する表現が存在する形式なので、文法体系の中で基本的な項目であることに疑問を持つ人はおそらくないだろう。しかし、実際の運用レベルで考えてみると、母語話者は日常生活においてどの程度、そして、どんな形で、使役文を使っているのだろうかという疑問が生じる。

3.1 よく使われる使役

母語話者が使役文をどのように使用しているかは、学習者に指導する際に、何を優先的に教えるかを考える上での参考になる。米澤(1992)はこのような観点から、音声資料(テレビ・ラジオ)と文字資料(小説・雑誌)から使役文を収集し、母語話者の使役文使用傾向、誤用、ゆれに関して分析している。

まず米澤は、使役より受身のほうが使用頻度が高かったことを報告した上で、使役を「使役+授受」「依頼の使役」「使役受身」「その他(単独、あるいは授受・受身以外との組み合わせ)」にわけ出現回数を調査した(表3参照)。

その結果、音声資料でも文字資料でも最も多かつ

表3 母語話者の使役文 (米澤1992より作成)

	使役 + 授受	使役 + 授受 依頼	使役 受身	その他	計
音声資料	12	2	0	41	55
文字資料	21	3	24	120	168

たのは「その他」で、特に音声資料ではドラマ（「渡る世間」）における使用量が際立って多い。次に多かったのは、音声資料では「使役+授受」、文字資料では「使役受身」だった。音声資料では「使役受身」は出現回数が0だったことから、使役受身は発話場面には現れにくい表現であると考えられる。以上のことから米澤は「活用形を練習したあとは、まず使役だけを使ったいろいろな文を練習し、やりもらいの動詞と組み合わせる練習してから、依頼の文や使役受身にうつればよい」と述べている。

しかし、これは現行テキストとあまり変わり映えのしない内容である。分類項目の「その他」がどのような意味の使役で構成され、どのような使用傾向があるかについて明示されていない。そのため「使役だけを使ったいろいろな文」が具体的に何を指すのか不明である。どのような用法をどのような順序で提示するのかについても全く触れられていない。「依頼の文や使役受身」という並べ方も曖昧で、どちらを優先すべきか言及されていない。

3.2 使用実態とテキストの構成

そこで、母語話者による使役表現の使用実態をもう少し詳細に把握するため、追加の調査を試みた。

「女性の言葉・職場編」3000発話を調査した結果、使役形を含む文は10例で、そのうち、相手先との電話会話で用いられる使役+謙譲授受表現（させていただく）が6例と最も多かった。「郵送させましょうか」のような〈強制〉は3例のみで、年齢的に責任者の立場と思われる人物が使用していた。残り1例は〈誘発〉（「気を使わせちゃって」）だった。

また、自然な発話データではないが、10分間のラジオドラマのシナリオ40本¹⁾を調査した結果では、使役文は50例であった。母語話者の使用傾向を確認するために、米澤にならって分類すると以下ようになった。数の分布は米澤の音声資料と同じく、その他（授受・受身を伴わない使役）>使役授受>依

表4 ラジオドラマに現われた使役

	使役 + 授受	使役 + 授受 →依頼	使役 受身	その他	計
ラジオ ドラマ	10	8	6	36	60

頼>使役受身という結果となった。（表4参照）

採取した60例文のうち、「世間に誦らされ」「会社を倒産させ」等5例を除くと使役主も被使役主も有情であり、語彙の問題を除けば、ほとんどが初級で取り扱う範囲内の文であると言える。また使役主または被使役主に話者を含む文は48例だったことから、この資料に関しては使役文の80%は話し手自身のことを語る際に使用されていると言える。

使役+授受は依頼になるものとそうでないものをあわせると18例となり、このデータ総数の30%を占める結果となった。しかし、現在の日本語テキストで使役+授受の項目にそれほど重点が置かれているかどうか疑問である。冒頭でも触れたが、使役+授受による依頼文は各テキストで扱われているが、運用のための練習問題は十分とはいえない。また依頼表現にならないが、「させてくれる」「させてもらう」などは、待遇にも関わる重要表現であるのにあまり扱われていない。「SFJ」はさまざまな使役+授受表現を提示しているが、例文と英訳だけである。また、授受表現の使い分けは学習者にとって産出困難な項目であるが、それを使役と複合させることから生じる混乱に、テキストは十分に配慮していないと思われる。

米澤は使役の複合形態を主に分類しているが、「その他」の内訳については言及していない。現実場面で使用される使役文は、文法解説書の例文ほど単純に意味分類できないものが多いため、下位分類をしにくかったのではないと思われる。本論も全用例の分類はしなかったが、明らかに〈強制〉ととれる使役の用例は36例中13例で、あとは善意の使役とも言える「楽をさせる」「聴かせたい」「合格させる」などや、責任者を主語とする不本意な使役（「持たせる」「倒産させる」）だった。先ほど、話者を含む使役文が大半を占めていることに触れたが、そのことと合わせて考えると、話者を含んだ使役文を〈強制〉の用法で使用する場合は多くないと言える。

初級学習者の発話の多くが自分に関することであ

ることを考えると、〈強制〉の使役文を使う場面はほとんどないはずである。したがって、「先生が生徒を立たせませす」(「SFJ」)といった〈強制〉の意味を際立たせるための例文や導入は、使役文の使用実態を反映していないばかりでなく、運用への貢献度も低いということになる。

4. 初級での使役の扱い

これまでの考察を踏まえうえて、初級レベルにおける使役の留意点や、どのような練習をテキストで扱うべきかなどについて、現行テキストの内容と照らし合わせつつ検討することにする。

4.1 構文解説

使役文は動詞の自他によって格助詞が変わると言われている。多くのテキストはこれに従い、動詞の自他と格助詞の変化を中心にした構文解説を行っている。しかし、母語に自他動詞の区別があるかどうかに関わらず、形の似通った自動詞と他動詞を区別することは学習者にとって非常に負担が大きい。使役文を作るときの第一歩が動詞の自他の区別であるとする、自他の区別が正確にできない学習者は使役文を正しく作れないことになり、使役文回避傾向が強くなるのではないか。

これに対して、「わかって使える日本語」「上級日本語文法演習」は、これまでの解説とは異なり、「助詞を選ぶ手がかりは、助詞の重複を避けるということであって、自動詞か他動詞かではない」としている²⁾。学習者がどう受け止めるかは検討を要するが、動詞の自他の区別という負担をなくし、よりシンプルなルールで格助詞を選択できるということは教師にとっても貴重な指摘であるといえる。

4.2 使役の意味

先ほども触れたが、テキストで扱われる使役文は〈強制〉を基本としているようである。なぜ〈強制〉に重きがおかれるのか。「使役」という呼称自体が〈強制〉が第一義であるかのような印象を与えており、「使役文は何かを誰かに強制するときを使う表現である」というような誤解を招く恐れがある³⁾のだが、そのことについて教師は疑問を持っていないようである。

森田(1990)は日本語の使役文について「命令的な強い使役よりも、誘発や使令(しむける)などの

消極的使役が主流を占めている」と指摘しているが、現行のテキストは〈強制〉の意味に重点を置きすぎているように思われる。課冒頭の導入会話文では〈許可願ひ〉や〈許容〉を挙げているにも関わらず、構文解説やそれに続く例文はすべて〈強制〉の使役文である。

「私は弟に窓を開けさせました」(「SFJ」)のような文の場合も、実際にはたとえ行為主が目下であっても「弟に窓を開けてもらった」ということが多いのではないだろうか。〈強制〉使役は使役主の影響力が誇示されるため、話し手を使役主とする〈強制〉使役は避けられる傾向が強いように思われる。使役主と被使役主の上下関係だけでなく、その行為に対する使役主の立場や感情も使役文には反映される。それを無視して、無自覚的に〈強制〉の意味を基本として使役を導入していると、先に見た「リサさんは、田中さんに漢字を教えた」(例文6)といった誤用につながるのではないだろうか。

使役の表現意図を明確に伝えるために、文脈や談話による提示をするべきだという指摘はすでになされておられ(中川(1995)など)、テキストにもある程度は反映されているように見える。しかし内容・量ともに十分とは言いがたく、テキストの主な部分では単文の変形ドリルが中心であった。産出を目指すテキストにするのであれば、〈強制〉よりは恩恵表現(～させてくれた、など)や依頼・許可願ひ表現(～させてください、～させてもらえませんか)を中心にテキストを構成し、場面に応じて補助動詞や、使役形を選択させるなどの練習が必要であろうと思われる。

4.3 練習問題

テキストの練習問題は変形、および変形代入ドリルが中心であった。しかし、ドリルで正しい形が作れるようになったからといって、それが使えることにはならない。産出のためには、産出可能な場面であるかどうかと表現の適切さの判断が必要である。ここでは、そのための練習問題をいくつか紹介する。

「SFJ」(ドリル編 p.127)には「読んでください」と「読ませてください」で動作主が異なることを意識化させる練習問題がある。意識化させること自体は重要であるが、自分で表現を選択して産出できるようになるためには十分な練習とは言いがたい。「文法が弱いあなたへ」(p.82)にも省略を含む使役

文から動作主を考えさせる練習問題がある。対話文で提示されており、より現実の会話に近づいているといえる。しかし、これも理解レベルの練習にとどまっている。「みんなの日本語」(p.193)の練習問題は対話の内容から使役表現を使うかどうか、授受表現を併用するかどうかを判断させる内容で、産出に向けての練習であると言える。しかし、課最後の問題でしかも4問しかないのが惜まれる。

教材化されていないが、柴田(1993)は後続文を選ばせる問題を提案している。対話形式にはなっていないが、選択肢には使役形と授受の複合形だけでなく受身形も含まれており、学習者の使役と受身の混同への配慮が感じられる。

現行のほとんどのテキストは、形の類似が混乱を引き起こすことを知りながら、使役と受身を連続する課で扱っている⁴⁾。さらに、該当課以降は出てこないため「教えっぱなし」になりがちである。しかしこれまで見てきたように、学習者にとっては使役と受身の理解、及び使い分けが困難であると考えられる。したがって、使役の課だからといって使役の練習問題を扱うだけでは不十分で、柴田のような受身との違いや使役の使用、不使用を判断させるような練習問題が用意されることが望ましいと考える。もしそれが課の負担を大きくするのであれば、使役と受身の両方を扱う課を設けても良いのではないだろうか。

また、授受表現との複合に関しては、使役+授受という文法項目の足し算の思考ではなく、コミュニケーション機能に基づいて提示してはどうだろうか。例えば、依頼表現の一つとして「～させてください」を、許可願いの表現として「～させてもらえませんか」をそれぞれ1つのユニットとして指導したほうが、産出につなげやすいと思われる。

5. まとめ

これまでの初級レベルでの使役の扱いについての考察をまとめると以下ようになる。

- ①もっと文脈を伴った提示、解説をすべき。
- ②産出に必要な判断力を養う練習問題を増やすべき。
- ③〈強制〉よりも〈許可・許容〉の用法に比重を移すべき。
- ④受身との関係についても配慮すべき。
- ⑤授受表現を伴う使役の練習を増やすべき。

使役は他動詞との関連や非情の使役など、非常に多様で複雑な性質を持っている。しかし、母語話者の使用状況を見ると、現在の初級レベルで与えられる内容で日常生活の多くの使役文は理解可能であると思われる。今後は、理解から一歩進んで産出までを視野に入れたテキストや、練習問題の充実が望まれる。そのためには、文法構造を土台とするのではなく、現実の使用場面を念頭に学習者の立場と実用性を重視したシラバスの再構築が必要なのではないだろうか。また逆に、受身に比べて使用場面も少なく習得も困難な使役表現は、初級から中級に回す、あるいは理解レベルにとどめては、という提案(田中(2005:74))についても前向きに検討すべきであろう。

注

- 1) インターネットサイト「土曜ドラマ館」(<http://www.nnr.co.jp/nnr/inf/drama/>)
- 2) 「わかって使える日本語 指導のポイント」より。
- 3) 『日本語初級』『中級レベルわかって使える日本語』ではこうした点に配慮して「～(さ)せる」というタイトルを採用している。
- 4) 野田(2005:6)は、「受身文を出したら使役文も出す」のは「(日本語学の)体系主義の悪影響」だと指摘している。

引用文献

- 池上嘉彦(1981)『「する」と「なる」の言語学』(大修館書店)
- 市川保子(1997)『日本語誤用例文小事典』(凡人社)
- _____ (2005)『初級日本語文法と教え方のポイント』(凡人社)
- 現代日本語研究会(編)(1998)『女性のことば・職場編』(ひつじ書房)
- 柴田和枝(1993)『日本語初級段階における受身・使役・被役(使役受身)表現の指導-2-』『九州国際大学論集教養研究』4
- 田口香奈恵(2001)『ブラジル人児童の受身・使役表現の習得に関する事例研究-日本人児童・幼児との比較を通して-』『第二言語としての日本語の習得研究』4号

- 田中真理 (2005) 「学習者の習得を考慮した日本語教育文法」, 野田 (編) (2005) 所収
- 張麟声 (2001) 「日本語教育のため誤用分析—中国語母語話者の母語干渉20例」(スリーエーネットワーク)
- 寺村秀夫 (1982) 「日本語のシンタクスと意味 I」(くろしお出版)
- 中川良雄 (1995) 「日本語使役文の表現意図—日本語教科書における使役文の取り扱い—」『日本語・日本文化研究』3
- 野田尚史 (編) (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法」(くろしお出版)
- 野田尚史 (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法の設計図」, 野田 (編) (2005) 所収
- 森田良行 (1990) 「日本語学と日本語教育」(凡人社)
- 楊凱榮 (1985) 「「使役表現」について—中国語との対照を通じて—」『日本語学』vol.4, 33号
- 米澤みどり (1992) 「日本語母語話者による使役文の使われ方について」『関西外国語大学留学生別科日本語教育論集』3

参照テキスト

- 「日本語初歩」国際交流基金 (凡人社)
- 「みんなの日本語」(スリーエーネットワーク)
- 「文化初級日本語」(文化外国語専門学校)
- 「Situational Functional Japanese」筑波ランゲージグループ (凡人社)
- 「げんき」坂野永理 (The Japan Times)
- 「どんなときどう使う日本語表現文型200」友松悦子・和栗雅子・宮本淳 (アルク)
- 「日本語初中級—理解から発話へ」名古屋 YMCA 教材作成グループ (スリーエーネットワーク)
- 「文法が弱いあなたへ」足立章子 (凡人社)
- 「上級日本語文法演習 自動詞・他動詞, 使役, 受身—ヴォイス」安藤節子・小川蒼子美 (スリーエーネットワーク)
- 「中級レベル わかって使える日本語 指導のポイント」名古屋 YMCA 教材作成グループ (スリーエーネットワーク)

付記 本稿は, 平成17年度広島大学大学院教育学研究科での白川担当の授業「日本語学特講 I」のタームペーパーとして高橋が提出した論文に加筆・修正を施したものである。